

小中学校の新入学期等における応援祝金の支給について

1 背景・経緯

少子化や教育環境、進路選択の多様化が進む中、子どもたち一人ひとりの成長を社会全体で支えることがこれまで以上に重要となっています。

教育委員会では、これまで区立小中学校の学用品や移動教室等の無償化など、児童・生徒が安心して学習できる環境づくりに取り組んできました。

一方で、義務教育期間における新入学や卒業の節目には、学校生活や進路に応じた様々な準備が必要となることから、区民からは新たな支援を求める声が寄せられています。また、区には私立学校等に通う児童・生徒が多く、中学校卒業後の進路も様々なため、多様な教育環境に対応可能な支援のあり方も求められています。

2 対応の基本的な考え方

小中学校入学や義務教育課程を修了する中学校卒業は、子どもたちが将来への希望と期待を持って新たな学びや進路へ踏み出す、人生の大切な節目です。

また、この時期に必要な準備は、進路選択や家庭環境により様々なことから、特定の進路や用途に限定した支援に留まらない、子どもたち一人ひとりの状況に柔軟に対応できる施策が必要です。

こうしたことを踏まえ、未来を担う子どもたちが夢や目標に向かって新たな一歩を踏み出す節目において、区としてその成長と挑戦を応援する取組を実施します。

3 応援祝金の支給

(1) 趣旨

義務教育期間の節目に、全ての子どもたちの新たな門出を祝い、応援するため、公私立等の区別なく、小学校新1年生、中学校新1年生、中学校3年生（卒業期）の学齢の区民を対象に、応援祝金を支給します。

本事業は、未来を担う子どもたちを社会全体で支える取組であり、新たな学びや進路への希望を育み、地域社会の持続的な発展にも寄与するものです。

(2) 名称

新入学期等応援祝金事業（通称：はばたけ 応援祝金）

(3) 支給金額

- ・ 小学校新1年生（入学期）：10万円
- ・ 中学校新1年生（入学期）：10万円
- ・ 中学校3年生（卒業期）：10万円

(4) 支給対象者

ア 令和9年新入学者等

表のとおり、原則として入学年（中学校3年生は卒業年）の1月1日に港区の住民基本台帳に登録のある対象学齢の区民を対象とします。

なお、本事業は、子どもの新たな門出を区として祝うものであるため、1月2日から入学式が行われる4月の末日（中学校3年生は3月の末日）までに港区へ転入し、3か月以上継続して居住している区民も対象とします。

イ 特別な事情を持つ人への対応

港区に居住しているものの、DV等の特別な事情により、港区の住民基本台帳に登録がない人も対象とします。

表 対象者（令和9年新入学者等から）

対象学齢	基準日（港区の住民基本台帳登録者）
小学校新1年生（6歳）	① 入学年の1月1日
中学校新1年生（12歳）	② 入学年の1月2日～4月30日の転入者（3か月以上の継続居住要件あり）
中学校3年生（15歳）	① 卒業年の1月1日 ② 卒業年の1月2日～3月31日の転入者（3か月以上の継続居住要件あり）

（5）特例措置

事業開始年度における特例措置として、令和8年新入学者等（令和9年1月1日現在の港区の住民基本台帳登録者）についても支給対象とします。

（6）支給対象者数（令和8年度補正予算分）

約14,100人（2か年度分：令和8年及び令和9年新入学者等）

（7）支給方法

対象者に郵送で案内し、オンライン申請又は紙申請により原則世帯主の口座に振り込みます。

（8）支給時期（予定）

令和9年2月～3月

※**表**のうち②（1月2日以降の転入者）に該当する区民は、3か月以上の居住要件を満たした後、順次支給します。

4 事業規模

1,445,899千円（令和8年及び令和9年新入学者等）

（内訳）

支給総額（令和8年及び令和9年新入学者等） 1,410,000千円

事務経費（BPOセンター、コールセンター運営等） 35,899千円

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月 令和8年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）

令和9年1月1日 支給対象者抽出

2月下旬 支給開始

5月1日 支給対象者抽出（令和9年1月転入者分）

（以後8月1日まで転入者分を毎月抽出し、順次支給）